

# シーン - 1 野生鳥獣保護管理事業

## 事業目的

平成22年度に策定した「宮城県ツキノワグマ保護管理計画」に基づき、有害鳥獣捕獲等により捕獲されたツキノワグマに対し発信機を装着し、唐辛子スプレーなどで人に対する警戒心を植え付けた上で山奥に放獣し、人里への再出没の抑制の効果等を検証します。

## 事業効果

CO2削減効果	-
その他(学習放獣頭数)	4 頭

## 事業内容

ツキノワグマのモニタリング調査（仙南，仙台，大崎，栗原の圏域で各1頭ずつ実施予定）

予 算 額:2,976千円

実施主体:宮城県

### 1 学習放獣の試験実施

市町村が実施する有害鳥獣捕獲等で捕獲されたクマに対し、麻酔処置を施して発信機・イヤータグ（耳に付ける標識）を装着し、山奥に移送して放獣します。（その際、クマが嫌がるトウガラシスプレーを噴霧する等、人に対する警戒心を植え付けて放獣することから、一般的に「学習放獣」と呼ばれています。）

### 2 生息状況等の調査

装着した発信機からの電波を受信し行動圏等を把握することにより、人里への再出没の割合等、学習放獣の効果を検証します。（再度捕獲された場合には殺処分となります。）

## 現 状



県内のツキノワグマの捕獲数(放獣を除く)

人里に出没し、人身被害のおそれがあったことから、補殺されたクマ。

	有害捕獲	狩猟	計	人身被害
H17	27頭	20頭	47頭	3件
H18	200頭	5頭	205頭	5件
H19	19頭	11頭	30頭	0件
H20	46頭	8頭	54頭	1件
H21	35頭	12頭	47頭	1件
H22	74頭	4頭	78頭	3件
H23	23頭	11頭	34頭	3件
H24	88頭			0件

捕獲後は殺処分  
子グマは従来から  
放獣しています。

## 税導入後のイメージ

捕獲 → 発信機・タグ等装着 → 山奥へ放獣 → 追跡調査



人身被害を及ぼした場合及び人身被害を発生させるおそれのある場合は従来どおり殺処分となります。